

## 外国人労働者に係る指針の内容について

現行の外国人労働者に係る指針（外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針（局長通達））に規定されている事項のうち、雇用管理改善及び再就職促進に資するものについて、法的根拠を持つ指針に位置づけることとすることが考えられる。

具体的には、次のような事項を盛り込むことが考えられる。

- 趣旨
- 外国人労働者の範囲
- 外国人労働者の募集及び採用の適正化（※）
- 外国人労働者の雇用管理の改善（適正な労働条件の確保、安全衛生の確保、適正な労災保険給付の確保、外国人労働者の雇用の安定及び福祉の充実に等）
- 外国人労働者の再就職の促進
- 外国人労働者の雇用状況の報告
- 外国人労働者の雇用労務責任者の選任等
- 技能実習生に関する事項
- 職業安定機関、労働基準行政機関その他関係行政機関の援助と協力

※ この項目においては、外国人労働者の在留資格の確認方法や確認することが必要な場合についても規定。